

告 示

埼玉県教委告示第八号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

種類	名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)
建造物	金鑽神社社殿 一棟	埼玉県本庄市千代 田三丁目二番三号	宗教法人 金鑽神社
彫刻	木造大日如来坐像 一躯	埼玉県深谷市横瀬 千三百六十番地	宗教法人 華蔵寺
歴史資料	高岸家文書 八通	埼玉県秩父市上吉 田五百二十三番地	高岸五郎
歴史資料	小室家資料 七千六百二十二点	埼玉県さいたま市 浦和区高砂四丁目 三番十八号	埼玉県 (埼玉県 立文書 館)
考古資料	池上遺跡出土品 六十七点	埼玉県熊谷市船木 台四丁目四番一号	埼玉県